

平成25年度における中国地区の景品表示法の運用状況等

平成26年6月11日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成25年度における中国地区（鳥取県，島根県，岡山県，広島県及び山口県の5県）の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成25年度における景品表示法の事件処理件数は、指導が17件となっている（平成25年度の主要な処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
表 示 事 件	2	0	13	15	15	15
景 品 事 件	0	0	0	2	0	2
合 計	2	0	13	17	15	17

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所取引課
電話 082-228-1501（代表）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/

2 表示事件

平成25年度に処理した事件は、表示事件が15件で大半（約88%）を占めている。

その態様の内訳をみると、優良誤認（第4条第1項第1号）が1件、有利誤認（第4条第1項第2号）が13件、原産国告示等（第4条第1項第3号）が1件となっている。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
優良誤認 （第4条第1項第1号）	2	0	5	1	7	1
有利誤認 （第4条第1項第2号）	0	0	8	13	8	13
原産国告示等 （第4条第1項第3号）	1	0	0	1	1	1
合 計	3	0	13	15	16	15

（注） 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

3 景品事件

平成25年度において、景品事件は2件（約12%）となっている。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
懸賞景品告示	0	0	0	0	0	0
総付景品告示	0	0	0	2	0	2
合 計	0	0	0	2	0	2

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

中国支所が、平成25年度に受け付けた相談件数は326件となっている。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

中国支所は、平成25年度において、事業者団体等が開催する講習会に、計11回講師を派遣し、また、広島市（平成25年7月に2回）、広島県福山市（平成25年7月）、山口市（平成25年9月）及び鳥取市（平成25年12月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した。

3 関係行政機関との連携

中国支所は、中国四国地域食品表示監視連絡会議（平成25年5月）、消費者行政ブロック会議（平成25年10月）、中国地区景品表示法ブロック会議（平成25年12月）に参加するなど、中国地区の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めている。

平成25年度の主要な処理事件

消費者庁は、景品表示法に違反するおそれのある行為等がみられた場合は是正措置を採るよう指導を行っている。主要な指導事件は以下のとおり。

(1) 表示事件

ア 優良誤認（第4条第1項第1号）

事 件 概 要
<p>A社は、教材を供給するに当たり、自社ウェブサイト等において、「3年連続 売上日本一」等と表示していた。</p> <p>実際には、当該売上高は、特定の教材の売上げを基に算定されたものであり、競争関係にある他の同種の教材を含めた教材の中で第1位の売上高と認められるものではなかった。</p>

（注）本表の数字は実際の数字とは異なる。

イ 有利誤認（第4条第1項第2号）

事 件 概 要
<p>B社は、写真撮影役務を提供するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「通常価格7,***円が2,***円 [撮影期間]6月30日(日)まで」等と表示していた。</p> <p>実際には、「通常価格」と称する価格は、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであり、また、当該撮影期間内における料金設定は、当該撮影期間終了後も新たな期間を設定した上で継続して実施されていたものであり、当該期間内に限り、安くなるものではなかった。</p>
<p>C社は、冷凍食品を供給するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「冷凍食品 全品今ついている価格より半額」等と表示していた。</p> <p>実際には、「今ついている価格」と称する価格は、最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。</p>
<p>D社は、海産物を供給するに当たり、ウェブモール内の自社ウェブサイトにおいて、「〇〇セール」と称する売り出しに際し、「7*%OFF 当店通常価格17,***円 価格3,***円」等と表示していた。</p> <p>実際には、「当店通常価格」と称する価額は、割引率が7*%となるように設定した架空のものであり、最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。</p>

ウ 原産国告示（第4条第1項第3号）

事 件 概 要
<p>E社は、オープンレンジを供給するに当たり、ウェブモール内の自社ウェブサイトにおいて、「原産国：日本」と表示していた。</p> <p>実際には、オープンレンジの原産国はタイ王国であった。</p>

(2) 景品事件（総付景品告示）

事 件 概 要
<p>F社は、マスクを供給するに当たり、販売価格100円のマスクを購入した一般消費者に対して、もれなく洗剤等（350円相当）を提供することを企画し、実行した。</p> <p>[取引価額：100円 提供できる景品類の額：最高額200円]</p>

景品表示法による規制の概要

<表示>

優良誤認 (第4条第1項第1号)	商品・役務の品質，規格その他の内容についての不当表示
不実証広告規制 (第4条第2項) 優良誤認に該当する表示か否かを判断するために，事業者に対し，表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは，当該表示は不当表示とみなす。	
有利誤認 (第4条第1項第2号)	商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示
誤認されるおそれのある表示 (第4条第1項第3号)	商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示 2 商品の原産国に関する不当な表示 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 4 不動産のおとり広告に関する表示 5 おとり広告に関する表示 6 有料老人ホームに関する不当な表示

<景品>

一般懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>取引の価額の20倍</td> <td rowspan="2">懸賞に係る売上 予定総額の2%</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%	5,000円以上	10万円
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額										
	最高額	総額									
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%									
5,000円以上	10万円										
共同懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の価額にかかわらず 30万円</td> <td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td> </tr> </tbody> </table>	景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額											
最高額	総額										
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%										
総付景品 (昭和52年告示5号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>	取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10				
取引の価額	景品類の最高額										
1,000円未満	200円										
1,000円以上	取引価額の2/10										
業種別景品告示 (4業種)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞業 2 雑誌業 3 不動産業 4 医療用医薬品業，医療機器業及び衛生検査所業 										

○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその

行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。